

加西市告示第158号

制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び加西市財務規則（昭和42年規則第40号）第94条の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和8年9月25日

加西市長 高 橋 晴 彦

記

1 入札対象工事

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 加教再工第7号 |
| 工 事 名 | (仮称) 善防中学校区統合小学校大規模改修工事 |
| 工事場所 | 加西市西笠原町地内 |
| 工事期間 | 議会の議決があった日から令和10年3月15日まで
ただし、北校舎棟内装工事は学校の夏休み等の長期休暇中に工事を行うこととする。 |
| 工事概要 | 校舎棟の改修 RC造 地上3階 地下1階 延床面積4,200㎡
外装改修工事一式（南棟 外壁改修、屋根防水他）
内装改修工事一式（特別教室改装 床改修 トイレ増築他）
倉庫棟を家庭教室への改修 S造1階
屋外トイレ増築工事一式
プール更衣室棟の内装改修（運転手事務所設置）工事一式
バス乗降所設置工事一式
屋外駐車場整備工事一式 |

2 入札方法

単独企業または特定建設工事共同企業体による電子入札（併願は不可。やむ得ない場合を除き、直接、郵送、電報及びFAX等による入札は認めない。）

3 入札参加要件

入札に参加できる者は、次のすべての事項に該当する者とする。

- (1) 令和8・9・10年度加西市入札参加資格者名簿に登録されている者で、加西市建設工事競争入札実施要綱第3条に準拠していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく資格制限に該当しない者。
- (3) 会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、和議法に基づく和議の申し立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 加西市の入札参加資格制限及び指名停止等の措置要領（平成6年度制定）に基づく指名停止を入札参加申込書の受付期間の最終日に受けていないこと。なお、入札日までに指名停止を受けた場合は無効とする。
- (5) 契約締結権限を支店等に委任している場合には、支店等において、企業要件による当該建設業許可を有する者。
- (6) 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。
本工事に係る設計業務等の受託者
後藤建設工業株式会社
- (7) 入札参加申込書の受付期間の最終日から入札日までの間に加西市発注の工事において、低入札価格調査を実施中または契約、施工中でない者（完成検査を終了していること。特定建設工事共同企業体の代表者及び代表者以外にも適用する）。
- (8) 単独企業の要件は、以下のとおりとする。
 - ① 許可業種：建設業法に規定する建築工事業に係る特定建設業許可を有する者
 - ② 加西市内に本店を設置する者、又は加西市内に支店、営業所等を設置する者で、同支店、営業所等において契約締結の権限を有する代理人を置いている者にあつては、経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値が710点以上の者については、令和8年度工事入札加点が40点以上の者
- (9) 特定建設工事共同企業体の構成については、2者の自主結成とし、それぞれの出資比率は以下のとおりとする。
 - ① 代表者の出資比率は、当該企業体の構成員中最大とする。
 - ② 構成員の出資比率は30%以上とする。
 - ③ 各応募者は、2つ以上の特定建設工事共同企業体の構成員になることはできない。

(10) 特定建設工事共同企業体の代表者の要件は、以下のとおりとする。(②③④についてはいずれかとする。)

- ① 許可業種：建設業法に規定する建築工事業に係る特定建設業許可を有する者
- ② 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が1030点以上の者
- ③ 加西市内に本店を設置する者、又は加西市内に支店、営業所等を設置する者で、同支店、営業所等において契約締結の権限を有する代理人を置いている者にあつては、経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値が710点以上の者
- ④ 加西市内に本店を設置する者、又は加西市内に支店、営業所等を設置する者で、同支店、営業所等において契約締結の権限を有する代理人を置いている者にあつては、経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値が709～510点で令和8年度工事入札加点が40点以上の者

(11) 特定建設工事共同企業体の構成員（代表者以外）の要件は、以下のとおりとする。(②③についてはいずれかとする。)

- ① 許可業種：建設業法に規定する建築工事業に係る特定または一般建設業許可を有する者
- ② 加西市内に本店を設置する者、又は加西市内に支店、営業所を設置する者で、同支店、営業所等において契約締結の権限を有する代理人を置いている者にあつては、経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値が710点以上の者。
- ③ 加西市内に本店を設置する者、又は加西市内に支店、営業所を設置する者で、同支店、営業所等において契約締結の権限を有する代理人を置いている者にあつては、経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値が709点～510点で令和8年度工事入札加点が40点以上の者。

(12) 配置技術者について

- ① 特定建設工事共同企業体の代表者については、建設業法の規定による当該対象工事の監理技術者資格証を有する監理技術者（3か月以上の雇用契約がある者）を、現場において専任で配置できること。配置予定技術者は、申込期間最終日において他の工事の技術者として配置されていないこと。（落札者は特別の場合を除き契約期間中において、配置予定技術者を変更することができない。）
- ② 特定建設工事共同企業体の構成員については、建設業法に定められた主任技術者（国家資格を有する者で3か月以上の雇用契約がある者）を、当該工事に専任で配置できること。配置予定技術者は、申込期間最終日において他工事の技術者として配置されていないこと。（落札者は特別の場合を除き契約期間中において当該技術者を変更することができない。）

③ 開札日が同じである複数の工事入札に参加しようとする者は、参加を申し込む入札全部について、配置可能技術者が確保されていなければならない。

④ 入札参加申込後、入札までの間に、他の工事を受注したことにより、入札参加申請書に記載した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札を辞退すること。

4 入札参加資格の可否

入札参加申込書類を審査の上決定する。

5 契約条項を示す場所及び期間

期間 令和8年9月25日（金）から令和8年10月27日（火）

（土曜日、日曜日及び祝日は除く）

時間 9時00分から17時00分まで

場所 加西市総務部管財課（3階）及び加西市ホームページ

6 設計図書の閲覧及び配布

設計図書は、令和8年9月25日（金）よりホームページにて閲覧に供する。

※参加希望者は、公告期間中ホームページよりダウンロードできます。

7 入札の日時

日時 令和8年10月20日（火）9時00分から

令和8年10月22日（木）13時00分まで

8 開札の日時及び場所

日時 令和8年10月23日（金）10時00分（予定）

場所 加西市役所 4階 入札室

開札の結果、予算超過になった場合は令和8年10月23日（金）午後に再入札を行う。

9 入札に関する条件

加西市競争入札心得に掲げる。

10 加西市公契約条例について

当該工事は、加西市公契約条例第5条に規定する公契約に該当するため、当該工事に従事する適用労働者について、公契約条例の趣旨にのっとり労働環境の確保について、加西市公契約約款において、必要な事項を定めることとします。

(1) 契約書において定める事項

加西市公契約約款において定める主な事項は次のとおりです。

ア 対象労働者に対して支払われるべき労務報酬下限額

イ 対象労働者の労働状況台帳を作成し、市に提出すること。

ウ 対象労働者に対して、対象労働者の範囲、労務報酬下限額、申出をする場合の申出先、申出をしたことを理由に、不利益な取扱いをしてはならないこととされていることを周知すること。

エ 対象労働者から申出があった場合に誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、不利益な取扱いをしてはならないこと。

オ 対象労働者が基準額以上の労務報酬を受け取ることができるようにすること。

カ 立入調査等に応じなければならないこと。

キ 是正を求められた場合は、速やかに措置を講じ、その内容を報告すること。

ク 市長は、約款（公契約条例に係る部分に限る。）において定められた事項に重大な違反が判明した場合は、当該違反をした受注者の氏名又は名称、当該違反の事実などを公表することができること。

ケ 市長は、受注者が立入調査を拒んだり是正の措置を講じない場合等は、公契約の解除することができる。また、この場合、市は、受注者に生じた損害の責めを負わないこと。

詳細については、「加西市公契約条例の手引き」42・43 ページの「加西市公契約約款（工事）」をご覧ください。

(2) 労務報酬下限額

公契約条例第7条の規定により令和8年度における対象業務委託契約の労務報酬下限額は加西市告示第40号により、令和8年度労務報酬下限額（別表）となっています。なお、この労務報酬下限額は、公契約締結の期間中適用されます。

(3) 当該工事は、加西市公契約条例のモニタリング調査案件となっているため、下請け業者を含めた現地調査に協力をお願いします。

11 入札保証金

免除

12 最低制限価格

有（※低入札価格調査制度対象案件）

13 無効とする入札

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行

った者による入札並びに入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、当職により入札参加資格のある旨確認された者であっても、その後入札時点までに指名停止に該当する事実が確認された者の行った入札は無効とする。

14 入札参加の申込み

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を送信しなければならない。

一般競争入札参加申込書（事後審査型一般競争入札用）

※ 参加申込書等は、公告期間中にHPよりダウンロードできます。

(2) 申込期間

期間 令和8年9月25日（金）から令和8年10月15日（木）

（土曜日、日曜日及び祝日は除く）

時間 9時00分から17時00分まで

※ 入札参加申込書に申込者を入力し、ファイル名を「申込者の商号又は名称」に変更のうえ送信すること。

※ 特定建設工事共同企業体においては、入札参加申込みを行う前に特定建設工事共同企業体結成申請関係書類を加西市総務部管財課（3階）まで代表者が提出すること。（持参のみ）

15 事後審査時に必要な書類

(1) 落札候補者となった場合、落札候補者は入札日翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に次に掲げる書類を管財課に提出すること。なお、入札参加資格審査書類が期限までに提出されないときは、当該落札候補者のした入札は無効とし、次の順位の者を落札候補者とする。

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査型一般競争入札用）

(イ) 参加資格についての誓約書

(ウ) 建設業の許可通知書の写し

(エ) 経営事項審査結果通知書の写し（有効期限内のもの）

(オ) 配置技術者の資格調書（様式2）

(カ) 配置予定技術者の資格証及び雇用関係（入札申込み日において3か月以上）を証する公的機関の証明書の写し

(キ) 現場代理人の雇用関係（入札申込み日において3か月以上）を証する公的機関の証明書の写し

(ク) 施工実績調書及び実績が確認できる契約書の写し及びコリンズ実績データ

16 現場説明

無

ただし、設計図書について質疑がある場合は、総務部管財課まで質問書（ひな形）を提出のこと。（e-メール（kanzai@city.kasai.lg.jp）のみ受付。

送信後、必ず送信したことを電話連絡（0790-42-8704）すること。

受付期間 令和8年10月15日（木） 15時00分まで

回答は加西市ホームページで随時回答する。

回答終了 令和8年10月19日（月） 17時00分最終回答

17 工事費積算内訳書

自社の積算ソフトで計算した工事費積算内訳書のデータを電子入札書に添付し送信してください。（入札設計書の内訳書に金額を記載し、データ化したものでも可）

なお、内訳書の未送信、金額の未入力、又は積算金額を上回る金額での入札はその場で無効とする。

18 契約の締結

- （1） 令和8年11月5日（木）に仮契約予定（議会で議決後、本契約の予定）
- （2） 予定価格が1億5千万円以上の工事請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、市議会の議決案件であるため、落札決定後、市が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結する。この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による議会の議決があったとき、地方自治法第234条第5項の規定する本契約となる。
- （3） 落札決定後、契約までの間に落札者が、入札参加の資格制限又は市から指名停止を受けた場合、本契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除する。
- （4） 契約締結に際し、加西市暴力団排除条例及び加西市契約事務等から暴力団等の排除に関する要綱の基づき、誓約書の提出が必要。

19 入札の経過と結果の公表

議会議決後に本契約としての効力が生じた日から3日以内の日からその属する年度の翌年度末日まで、総務部管財課及び加西市ホームページで閲覧に供する。

20 契約保証金

請負代金額の10分の1以上、但し、低入札価格調査を実施して契約する場合は、請負代金額の10分の3以上とする。

21 特定の違法行為に関する特約条項あり

賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する額

22 支払い条件

(1) 前金払 有 (加西市財務規則第 77 条の規定による)

前払い金の限度額は、年度毎の契約金額の40%以内とする。

(2) 部分払 有 (加西市財務規則第125条の規定による)

23 不服の申立て

入札を行った者は、入札後、加西市財務規則、設計図書及び現場条件等についての不明を理由として不服を申立てることは出来ない。

24 資料の作成に要する費用

入札参加申込者の負担とする。

25 提出書類等の取扱い

市において無断で他に使用できないものとする。ただし、提出された資料等は返却しないものとする。

26 問い合わせ先

加西市北条町横尾1000番地

加西市総務部管財課 電 話 0790-42-8704 (ダイヤルイン)

FAX 0790-43-8257

e メール kanzai@city.kasai.lg.jp